平成２１年（フ）第５１４５号
大阪府寝屋川市清水町32番６号
債務者　上床　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４０号
大阪府守口市佐太東町１丁目35番15―203号
債務者　まる喝こと　井上さゆり（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４７号
大阪市淀川区田川２―３―41メゾン・ド・シプレ501号室、住民票上の住所大阪市淀川区塚本３丁目８番16号
債務者　井阪しおり
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２６０号
大阪市生野区中川西３丁目７番13号　ゴールドハイツ202
債務者　藤本　茂行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１６号
大阪府東大阪市上小阪４丁目14番13号　萩原ハイツ102号
債務者　松本　直美（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４１号
大阪市東淀川区豊新４丁目16番11―106号
債務者　天野　千晴
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４６号
大阪市北区豊崎２丁目６番11号　グランディＴ梅田301号室
債務者　石橋　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４９号
大阪市東成区深江北３丁目４番21―110号
債務者　柴山　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５０号
大阪市東淀川区豊里６丁目17番11号　第２上田文化201号
債務者　佐々木信夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５３号
大阪市鶴見区浜３丁目４番23号
債務者　北奥　三男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５４号
大阪市鶴見区浜３丁目４番23号
債務者　北奥美智子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５５号
大阪府東大阪市花園西町１丁目９番29号　第一津田ハイツ101号
債務者　森　　八重
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５６号
大阪府東大阪市花園西町１丁目９番29号　第一津田ハイツ101号
債務者　森　　地生
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５８号
大阪府八尾市恩智北町３丁目74番地　パールハイム206号
債務者　西　　有由（旧姓深川）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３６０号
大阪市鶴見区横堤４丁目25番４号　ユーデンビル502
債務者　吉田佳代子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３６１号
大阪府東大阪市渋川町３丁目４番17号　グリーンハイツ静和701号
債務者　森脇　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３６４号
大阪市都島区東野田町４丁目18番10号
債務者　田伏　優子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部